## クロスボウの規制と無償引取について



警察 庁·石川県警察

令和4年3月15日、改正銃砲刀剣類所持等取締法が施行されます。 これにより、施行日以降、<u>クロスボウの所持が原則禁止</u>され、許可制となり ます。

現在、クロスボウを所持している方は、令和4年9月14日までの間に

- 所持許可を申請する
- 廃棄する
- 適法所持できる方に譲り渡す

ことが必要です。

## <u>クロスボウを処分したい場合は、無償で引取りしています。</u>

詳しくは、石川県警察本部生活安全企画課又は最寄りの警察署にお問い合わせください。

石川県警察本部生活安全企画課

電話:076-225-0110 (代表)